



目次

- ・「消費者教育」とは？・「消費者市民社会」とは？
- ・消費者教育の推進に関する法律は何を決めた法律でしょうか？
- ・消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力
- ・消費者市民社会に向けた教育へのヒント

消費者 市民社会へのヒント?

「そんなんではなくて、ちいさな消費者教育問題の取組に一工夫。一度は消費者市民社会に取り組むことをおすすめします。」

一般的な 消費者教育の例

チラシを見たときに、「この商品は、本当に必要ですか？」と迷ったときに、どう対処すればいいのかを学ぶ。

工夫した 消費者教育の例

「消費者生活センターに相談しましょう！」
「自分でチラシを見たり、おもかげで見てみましょう。」
「不買主義などおもかげで、何が何でも解消しながら販売してもらおう。」
「そのようにして、何が何でも解消する消費者生活センターに相談します。」
「消費者生活センターへ向かうと、更なるトラブルの防止に役立つります。」
「そのことでさらには問題ある事業者が抱えられ、資金に取引を行なうものが減るようになります。」
「製品事故の情報も同じです。例気球や電気製品のコードの根元から火をかいた、といふような場合、メーカー、販賣店や、消費者生活センターに申し出るところが大変です。たまたま製品が故障したのが、被爆車上の不買会かい脚本があることで、通販の営業が停止してしまいます。」
「一人一人の行動が、社会を動かしていくことができる。」
「それが、消費者が主役となる消費者市民社会への第一歩です。」

消費者ホットライン 0570-064-370
消費者生活情報課 03-3507-8800(代表)

平成25年1月版

Q 「消費者教育」とは？

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。

会社の経営者、サラリーマン、販売員、公務員、医者、学生、教師、テレピアレント…など職業をしている人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付ければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。

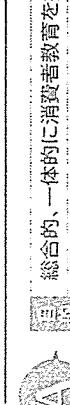
① 「消費者市民社会」とは？



消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。
（消費財・大農・生産・大農・消費・大農・経済の間に流れて繋がる存在から持続可能な社会・経済の実現に向けた取り扱いなどを）
（消費者教育推進のための指針）（平成24年4月6日公表：消費者教育推進会議の報告より）

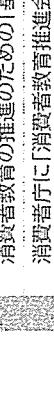
② 消費者教育の推進に関する法律*は 何を決めた法律でしょうか？



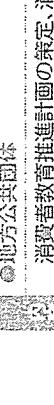
総合的、一体的に消費者教育を推進するため、定義や基本理念、国や地方公共団体の責務などを定めています。



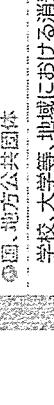
消費者教育の推進のための「基本方針」策定（閣議決定）、
消費者庁に「消費者教育推進会議」を設置



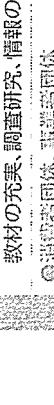
● 地方公共団体
消費者教育推進計画の策定、消費者教育の推進地域協議会の開催



● 地方公共団体
消費者教育の推進のための「基本方針」策定（閣議決定）、
学校、大学等、地域における消費者教育の推進、人材の育成



● 教材の充実、調査研究、情報の収集等
消費者団体、事業者団体



● 消費者教育の充実、調査研究、情報の収集等
消費者教育の推進への協力

消費者が常に付けて、 消費者が常に付けて、

消費者の生活・活動		消費者の生活・活動	消費者の生活・活動
会社の経営者、サラリーマン、販売員、公務員、医者、学生、教師、テレピアレント…など職業をしている人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付ければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。		持続可能な社会の必要性は既づき、その実現に向けて取り組むことが必要となるが、そのためには、資源の有効利用による持続可能な社会の実現のために行動する力	持続可能な社会の必要性は既づき、その実現に向けて取り組むことが必要となるが、そのためには、資源の有効利用による持続可能な社会の実現のために行動する力
幼児期	おつかいや安い物に 関心を持つ。	身の回りのものを 大切にしよう。	協力することの大切さを 知ろう。
小学生期	消費をめぐる物と金銭の 流れを考えよう。	自分の生活と身近な環境との 関わりに気づき、物の使い方 などを工夫しよう。	身近な消費者問題に 身を向かえよう。
中学生期	消費者の行動が環境や経済 に与える影響を考えよう。	消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮した 生活を実践しよう。	身近な消費者問題及び社会 課題の解消や、公正な社会 の形成について考えよう。
高校生期	生産・流通・消費・廃棄が環 境・経済・社会に与える影響 を考えよう。	持続可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう。	身近な消費者問題及び社会 課題の解消や、公正な社会 の形成を理解しよう。
若者	生産・流通・消費・廃棄が環 境・経済・社会に与える影響 を自己反省で身に付けよう。	持続可能な社会を目標とした ライフスタイルを探そう。	消費者問題その他の社会課 題の解消や、公正な社会の 形成に向けた行動の場を広 げよう。
成人一般	生産・流通・消費・廃棄が環 境・経済・社会に与える影響 を自己反省で身に付けよう。	持続可能な社会を目指した ライフスタイルを実践しよう。	地域や職場で協働して消費者 問題その他の社会問題を解決 し、公正な社会をつくろう。
高齢者	消費者の行動が環境・経済・社 会に与える影響に配慮するこ との大切さを伝え合おう。	持続可能な社会に役立つライフ スタイルについて伝え合おう。	支え合いながら協働して消費 者問題その他の社会問題を解 決し、公正な社会をつくろう。

消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～ G消費教育推進会議より抜粋。
URL : <http://www.caa.go.jp/information/index14.html#m05>

*<http://www.caa.go.jp/information/index12.html>を参照下さい。